

公益社団法人計測自動制御学会
支部運営委員会規程

制定・改正・廃止等履歴

年月日	制改廃	版	機関	事由
2010年 2月 24日	制定	v1.0	旧法人理事会	公益社団法人移行認定申請に伴い制定

(設置)

- 第1条 支部規程第4条第1項により、支部に支部運営委員会（以下「委員会」という）を置く。
2 委員会の運営に関しては、この規程に定めるもののほか、委員会において別に定める。

(任務)

- 第2条 委員会は次の各号に掲げる事項を任務とする。
(1) 当該支部における調査研究、啓発活動の総合的な統括
(2) 当該支部に属する組織間の調整
(3) 当該支部に属する組織の設置改廃
(4) 当該支部予算の作成・管理と支部協議会への会計報告
(5) 支部活動状況の支部協議会への報告

(構成)

- 第3条 委員会に、支部長、副支部長及び庶務幹事、会計幹事を置く。
2 庶務幹事、会計幹事は、支部長が指名する。
3 委員会は、第1項の他、支部に属する組織より支部長が指名する者から構成する。
4 各委員の任期は1年とするが、原則として2期を超えて重任はできない。

(職務)

- 第4条 支部長は、委員会を招集しその議長となる。
2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは支部長の職務を代行する。
3 庶務幹事は、支部長及び副支部長を補佐し、委員会の運営を分担する。
4 会計幹事は、総務委員会の予算小委員会の委員として、支部の活動に関する収支、資産、及び負債などについての会計事務を行う。

(庶務)

- 第5条 支部の庶務は、支部長が指名する者が担当する。

(改廃)

- 第6条 本規程の改廃は、支部協議会及び理事会の議を経るものとする。

附 則

- 1 本規程は、2010年(平成22年)2月24日に特例民法法人(社団法人)計測自動制御学会の理事会で制定されるが、公益社団法人計測自動制御学会の登記設立をもって施行される。